

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市規則第7号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和44年市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2号中「、同法第66条の規定による決定により少年院に收容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合」を「又は同法第66条の規定による決定により少年院に收容されている場合」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。